

令和6年陸別町議会12月定例会会議録（第1号）

| | | | | | | |
|------------------------------------|--------------|---------------------|------------------|---------------|----|-----------|
| 招集の場所 | 陸別町役場議場 | | | | | |
| 開閉会日時 | 開会 | 令和6年12月10日 午前10時00分 | | | 議長 | 久保広幸 |
| 及び宣告 | 散会 | 令和6年12月10日 午後1時42分 | | | 議長 | 久保広幸 |
| 応（不応）招議 員及び出席並 びに欠席議員 | 議席 番号 | 氏名 | 出席等 の別 | 議席 番号 | 氏名 | 出席等 の別 |
| 出席 7人 | 1 | 濱田正志 | ○ | | | |
| 欠席 0人 | 2 | 三輪隼平 | ○ | | | |
| 凡例 | 3 | 渡辺三義 | ○ | | | |
| ○ 出席を示す | 4 | 工藤哲男 | ○ | | | |
| ▲ 欠席を示す | 5 | 中村佳代子 | ○ | | | |
| × 不応招を示す | 6 | 谷 郁 司 | ○ | | | |
| ▲○ 公務欠席を示す | 8 | 久保広幸 | ○ | | | |
| 会議録署名議員 | 濱田正志 | | 三輪隼平 | | | |
| 職務のため議場に 出席した者の職氏名 | 事務局長 請川義浩 | | | 主任主査 竹島美登里 | | |
| 法第121条の規定 により出席した者の 職氏名 | 町 長 | 本田 学 | 教 育 長 | 有田勝彦 | | |
| | 監 査 委 員 | 村本和弘 | 農業委員会 長（議員兼職） | 佐藤直人 | | |
| 町長の委任を受けて 出席した者の職氏名 | 副 町 長 | 今村保広 | 会 計 管 理 者 | 庄野勝政 | | |
| | 総 務 課 長 | 丹崎秀幸 | 町 民 課 長 | 遠藤克博 | | |
| | 産 業 振 興 課 長 | 菅原靖志 | 建 設 課 長 | 清水光明 | | |
| | 保健福祉センター次長 | 空井猛壽 | 国保関寛齋診療所事務長 | (空井猛壽) | | |
| | 総 務 課 参 事 | 瀧澤 徹 | 総 務 課 主 幹 | 清水 遊 | | |
| 教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名 | 教 委 次 長 | 瀧澤勇二 | | | | |
| 農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名 | 農委事務局長 | 本間 希 | | | | |
| 選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名 | | | | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |

◎議事日程

| 日 程 | 議 案 番 号 | 件 名 |
|--------|---------|-------------------------------------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | 議案第72号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 4 | 議案第73号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 5 | 議案第74号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 6 | 議案第75号 | 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 7 | 議案第76号 | 陸別町保健センター条例の一部を改正する条例 |
| 8 | 議案第77号 | りくべつ宇宙地球科学館条例の一部を改正する条例 |
| 9 | 議案第78号 | 陸別町銀河の森コテージ村設置条例の一部を改正する条例 |
| 10 | 議案第79号 | 陸別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 |
| 11 | 議案第80号 | 令和6年度陸別町一般会計補正予算（第7号） |
| 12 | 議案第81号 | 令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号） |
| 13 | 議案第82号 | 令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号） |
| 14 | 議案第83号 | 令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号） |
| 15 | 議案第84号 | 令和6年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第2号） |
| 16 | 議案第85号 | 令和6年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第2号） |

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（請川義浩君） 御起立願います。

おはようございます。請川義浩

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和6年陸別町議会12月定例会を開会します。

庄野会計管理者より、午後から退席する旨、報告がありました。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から行政報告の申出があります。

本田町長。

○町長（本田学君）〔登壇〕 10月16日の第5回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。口頭で1件御報告申し上げます。

令和5年度特定健診受診率についてであります。

陸別町の令和5年度の国保における特定健診受診率が73.6%となり、全道で1位となりました。

また、この受診率は町にとっても過去最大であります。今後も生活習慣病予防のための効果的な事業を実施し、町民の健康維持に努めてまいります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長、登壇願います。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 陸別町議会9月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告につきましては書面のとおりであります。口頭で1件御報告いたします。

陸別小学校の学級編成についてであります。

10月2日開催の第13回陸別町教育委員会議の議事の中で、令和7年度新入学児童の学齢簿の作成についてを審議していますが、陸別小学校は、新2年生6人、新3年生が10人となりますので、この二、三年生は、学級編成基準に基づき、令和7年度は複式学級になる予定となっております。

今後も引き続き感染症対策など、児童生徒の体調管理を徹底し、円滑な学習活動が行われるよう取り組んでまいります。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

○議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番濱田議員、2番三輪議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、12月6日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪委員長、登壇願います。

○2番（三輪隼平君）〔登壇〕 令和6年陸別町議会12月定例会の運営について、12月6日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今定例会においては、町長から事前に配付のありました議案は、条例の一部改正7件、条例の制定1件、補正予算6会計の合わせて14件であります。

議会関係では、一般質問3名及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容などを総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から12月12日までの3日間とし、12日を予備の日とすることに決定いたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことにいたしました。

よって、議案第72号から議案第75号までの条例の一部を改正する条例4件、議案第80号から議案第85号までの令和6年度各会計補正予算6件については、従前の例と同様に、提案理由の説明は一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、各議案、各会計ごとに行うことにいたしました。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月12日までの3日間としたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月12日までの3日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

◎日程第 3 議案第72号職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

◎日程第 4 議案第73号特別職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例

◎日程第 5 議案第 7 4 号議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

◎日程第 6 議案第 7 5 号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第 3 議案第 7 2 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第 6 議案第 7 5 号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例まで、4 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第 7 2 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与等が改正される見込みであることに伴い、所要の改正するものであります。

続きまして、議案第 7 3 号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

続きまして、議案第 7 4 号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正に伴い、所要の改正をするものであります。

続きまして、議案第 7 5 号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてですが、令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与等が改正される見込みであることに伴い、所要の改正をするものであります。

以上、4 件を一括して提案いたします。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） それでは、議案第 7 2 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は、1 ページから 2 9 ページとなります。

本条例は、令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づくものとなっております。

改正は、大きく 7 点ありまして、1 点目として、給料表の改定による給料の増額。

2 点目は、期末手当及び勤勉手当の増。

3 点目といたしまして、寒冷地手当の改正で、こちらも増額。

4 点目は、扶養手当の改定で、配偶者分を廃止して子供分を増額する改正、こちらは、今後 2 年間で段階的に実施いたします。

5 点目として、通勤手当の上限を 5 万 5,000 円から 15 万円に引上げ。

6 点目は、再任用職員の手当の拡充。住居手当、寒冷地手当を新たに支給するものです。

最後、7 点目ですが、給料表を来年 4 月から再度改定して、現在の初号付近を削除することにより、最低水準を引上げするものであります。

それでは、順に説明してまいりますので、議案説明書資料ナンバー 1—1 を御覧ください。

1 番目の 8 月 8 日、人事院勧告の概要につきましては、ただいま申し上げた内容ですが、改めて申し上げますが、行政職給料表 1、その他の俸給表の改定ということで、給料表の引上げ、平均改定率は 2.76%、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して実施いたします。

一例を申し上げますと、大卒初任給で 2 万 3,800 円の増額。これは、当町におけますと、1 級 45 号棒という位置づけになりますが、従前の 19 万 6,200 円を 22 万円とするものであります。

次に、期末・勤勉手当ですが、こちらは、年間合計で 4.5 か月分を支給していたものを 4.6 か月とする内容であります。

適用は、令和 6 年 12 月 1 日としております。

中段の表を御覧いただきたいと思えます。

期末・勤勉手当につきましては、年間でそれぞれ 0.05 か月増としておりますが、今年度に限り、増額分を 12 月期に支給し、令和 7 年 4 月 1 日以降は 6 月期と 12 月期の年 2 回の手当支給に、それぞれ 0.025 か月ずつ増となるように再配分しております。

なお、再任用職員につきましては、期末手当、勤勉手当の改定が、それぞれ 0.025 か月の増となり、年間の支給合計は 2.4 か月となります。

ページを 1 枚めくっていただきまして、資料ナンバー 1—2 の表になる部分であります。

こちらにも本年度に限り、増額分を 12 月期に支給し、令和 7 年 4 月 1 日からは 6 月、12 月それぞれ 0.0125 か月ずつ増となるよう、職員と同様の調整を行います。

次に、資料ナンバー 1—3 を御覧ください。

1—3、改正の第 1 条、①において、寒冷地手当を表のとおり改正いたします。各区分ごと、増額の改正です。適用は令和 6 年 4 月 1 日となります。区分ごとに、3 区分ございありますが、それぞれ増額となっております。

②番につきましては、先ほど説明したとおりです。

次の第 2 条につきましても、先ほど説明した期末・勤勉手当についてであります。

下段に行きまして、第 3 条になります。

第 3 条は、令和 7 年 4 月 1 日から適用となる改正です。扶養手当を表のとおり段階的

に改定いたします。

配偶者の欄を御覧いただきたいのですが、配偶者は、現行の支給額6,500円につきまして、令和7年度は3,000円に、そして令和8年以降はゼロとするものであります。

一方、子供につきましては、その下の行であります。現行の支給額1万円を令和7年度は1万1,500円、令和8年度以降は1万3,000円とするものであります。

資料ナンバー1-4に移ります。

②の期末手当、勤勉手当につきましては、先ほど説明したとおりです。

③の通勤手当の上限額引上げにつきましては、支給限度額の上限となる金額を5万5,000円から15万円に引き上げる。

④番、再任用職員に支給する手当の拡充についての説明です。こちらは、先ほど申し上げましたとおり、住居手当と寒冷地手当を新たに支給できるようにするものであります。

最後、⑤番になりますが、令和7年4月より、給料表を再度改正して、各級における初号付近をカットし、全体の水準を引上げするものの説明となります。

なお、給料表1-1級につきましては、当町の給料表が国の給料表とずれが生じておりましたが、今回の改正で解消し、国と同等になるように措置しております。

附則では、それぞれの改正についての実施時期を定めるとともに、既に支給済みの給与を内払いとする規定、号棒の切り替えについての規定、扶養手当の経過措置などを定めております。

資料ナンバー2-1から2-5までは新旧対照表となります。

表の右側が現行で、左側が改正案となります。下線部分が改正箇所となりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、議案集29ページにお戻りください。

改定内容及び附則につきましては、ただいま説明したとおりでございますので、条文及び附則の朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第72号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案集30ページを御覧ください。

議案第73号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本改正は、職員の給与に関する条例の一部改正に伴うものであります。

議案説明資料によって御説明申し上げますので、資料ナンバー3を御覧ください。

中段の過去改正内容の部分であります。

①としまして、期末手当の支給月数を、一般職である職員の期末・勤勉手当と同様の年4.6か月とするものであります。内訳としましては、6月、それから12月をそれぞれ0.05か月分引き上げて、2.3か月とするものであります。第1条により、今

年度は12月期の期末手当を0.1か月引き上げて、2.35か月とし、第2条で、職員と同様に令和7年4月1日以降に、6月、それから12月に、それぞれ0.05か月ずつ増となるよう再配分しております。こちらは職員と同様の改定となります。

これらは、施行期日を附則で定めることにより、実施時期を変えております。

なお、議案説明書、資料ナンバー4は新旧対照表となるので、御参照いただきたいと思います。

それでは、議案集30ページにお戻りください。

改正の内容につきましては、ただいま説明したとおりですので、条文の朗読は省略し、附則を読み上げます。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

以上で、議案第73号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案集の31ページです。

議案第74号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集31ページ、それから資料ナンバーは、先ほどと同じく3になります。

本改正は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴うものであります。

資料ナンバー3の②に当たる部分であります。特別職と全く同じ内容の改定となりますが、期末手当を年4.6か月とするものであります。増額分につきましては、今年度に限り12月期に支給し、令和7年4月1日以降は、再配分によって6月及び12月に、それぞれ2.3か月とする内容の改正となります。

また、附則につきましても、特別職と同様に、施行期日等を定めております。

なお、議案説明書、資料ナンバー5が新旧対照表となります。後ほど御参照いただきたいと思います。

それでは、議案集31ページへお戻りください。

改正の内容及び附則につきましては、ただいま説明したとおりですので、条文及び附則の朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第74号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第75号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は32ページから48ページとなります。

まず、32ページを御覧ください。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表は、33ページから43ページとなります。

内容につきましては、人事院勧告に基づく給料表の改正であり、国に準拠したものと

なります。

また、国の規定とずれが生じていた部分も含めて改正するよう全体の見直しを図っております。

一例を申し上げますと、高卒初任給相当であります行政職1級5号棒で、従前の16万6,600円を18万8,000円に、2万1,400円増となるような改定となっております。この改正は、職員と同様となっております。

44ページを御覧いただきたいと思います。

附則において、施行日を令和7年4月1日とするように規定するとともに、職員と同様に、給料表の改正に伴う号棒の切り替えを定めております。切替表は45ページから47ページとなります。

以上で、議案第75号の説明とさせていただきます。

これで、議案第72号から議案第75号までの一括の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第72号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今の説明で分かったし、それから、提案の意味も分かったのですけれども、普通こういう形で職員の給料を上げていく場合に、人勸によって答申されたものが政府の議会で決定するという流れだと思うのですけれども、人勸で答申されているというのは聞いているのですけれども、国のほうでは今、国会が開会中でありませう。その中で決まったようには聞いていないのですけれども、もし決まって、これより変化はないと思いますけれども、あった場合にはどのような措置をするのか、その点についてお伺いします。

それから、資料1-4にあります通勤手当の支給限度額というのが5万5,000円から15万円になった、3倍近いというか、その辺については何か要因が、考えられるのは、今まで交通機関を利用している、あるいは燃料等が上がっているという理由なのかと思うけれども、その辺を確認したいので、お答え願います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 2点御質問いただきました。

まず、1点目の国の動向についてであります。議員がおっしゃるように、まだ国会で国家公務員の給与改定につきましては行われておりません。ですが、本年11月29日に、公務員の給与改定に関する取扱いというものが閣議決定されております。国は、今国会に給与法の改正を提案すると聞いております。この閣議決定した内容の中で、地方公共団体についても適正な改正を求められておりますので、それに従って、今回提案させていただきます。

なお、改正内容がもし変わった場合はどうするのかという御質問であります。当然、大きく変わるようなことがあれば、この後、再度の改正ということも考えられるのかと思いますが、現時点ではそういう予定はないと捉えております。

それから、2点目の御質問の通勤手当であります。国の規定に準じて改定させていただいておりますので、当町において、上限額15万円になるような例というのは現実にはございません。国が想定しているのは、遠距離というか、長距離の通勤、特に、例で申し上げますと、新幹線を使うような通勤も可能とするというような改定をしております。それによって交通費がかなり高くなる、それも含めて認めようという制度改正と聞いております。当町においては、そのような例はないのですが、国と合わせる改正とさせていただきます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 給与の関係については、今言ったように、もし変化があればその都度を考えるということで理解したのですけれども。

通勤手当の関係で、公共交通機関を使用した場合というのですけれども、当町においては、ないような説明だったので、いわゆる帯広―陸別間、それから陸別―北見間、こういう交通関係になると思うのですけれども、その辺については適用されないのかどうかということです。交通機関というのは陸別に。

それから、今言った交通機関を利用している職員の人たちは何人ぐらいいるのですか。今、説明では、ないと聞いたのですけれども。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 説明が足りない部分があったかもしれませんが、上限額15万円に達するような例はないということでありまして、現時点で、当町で通勤手当の支給対象職員は何名かおります。ただ、そのほとんどが自家用車によるものでありますので、上限額に達するような職員はいないということでありまして。ただし、公共交通機関を使つての通勤を除外するものではありませんので、当然、当町でいけば、バスを使つての通勤も対象となります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第72号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採

決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第73号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第73号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第74号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第74号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第75号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第75号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第76号陸別町保健センター条例の一部を改正する 条例

○議長(久保広幸君) 日程第7 議案第76号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第76号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例についてですが、北海道の公衆浴場入浴料金の統制額が改定されたことに伴い、陸別町保健センター公衆浴場施設の使用料を改定するため、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保広幸君) 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長(空井猛壽君) それでは、議案第76号の説明をさせていただきます。

保健センター条例の一部を改正する条例でありますけれども、本条例の一部を次のように改正しようとするものであります。

議案説明書、資料ナンバー6を用いて御説明させていただきますので、資料ナンバー6をお開きください。

資料ナンバー 6 ですが、右側が現行条例、左側が今回改正しようとする内容でございます。

今回の条例改正につきましては、別表第 1 の一部を改正しようとするものでありますけれども、説明資料ナンバー 6 の中段の表を御覧いただければと思います。

先ほど提案理由の説明がありましたけれども、北海道の公衆浴場入浴料金統制額が改定されたことに伴いまして、その改定に合わせて、本条例の入浴料金を改正しようとするものでございまして、今回の北海道の統制額の改定につきましては、当町の区分でいきますと、中学生以上に当たるところとなりますが、現行の 490 円から 500 円に、10 円値上げをさせていただこうとする内容であります。

ほかの区分、それから歩行浴施設を単独で使用する場合の利用料金につきましては、現行どおりとしようとするものでございます。

それでは、議案書 49 ページにお戻りください。

新旧対照表を用いて御説明させていただきましたので、本文の朗読は割愛させていただきます。

附則であります。

施行期日、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

準備行為。

町民への周知、その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができます。

以上、雑駁でございますが、議案第 76 号の説明とさせていただきます。

以降、御質問によってお答えさせていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） 道の公衆浴場料金改定による入浴料金でありますけれども、本年 4 月に 450 円から 490 円に改定し、今回の改定では、来年 4 月から 500 円と引上げになるということですが、料金引上げについては、情勢上、燃料費の高騰などの観点から、入浴料金の統制額、つまり上限ということですので、今回は利用者の皆様方も理解していただけたと思いますが、まず、民間の浴場なら統制額というのも分かりますけれども、統制額を町民のサービスの一環としてである町営の浴場が従わなければならないということでもありますけれども、まず、これについて伺いたいと思います。

それと、ふれあいの湯に関しましては、昨年、8,600 人弱の方が利用されて、1 日約 30 人弱の町民が利用されている状態でもありますけれども、町民の入浴施設である

ことから、もっと多くの町民に利用していただきたいと私は思っております。町民サービスの一環として、度重なる料金の値上げではありますが、さらに町民に利用を促すには、例えば高齢者へ、光明石を利用している人工温泉であることから、健康に際し、料金以上のメリットがあるということをもっとアピールする必要があるのではないかと考えます。

70歳以上の高齢者については、陸別町では、特別料金として100円での利用となりますので、高齢の年金受給者においては、自宅で入浴するよりは安くなるのではないかと考えますので、町民の生活の状況をよく見て考えながら、入浴に関して、交通移動手段を考える必要もあると思いますが、入浴施設の利用を高めることも必要ではないかと考えますが、ふれあいの湯の利用増と促進に関して、何か手段を考えているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 3点ほど御質問があったと思いますが、まず1点目です。北海道の入浴料金の統制額、議員御指摘のとおり、上限額を定めるものでありまして、町営の公衆浴場として、統制額に従うべきかどうかというところが1点目の御質問だったと思います。

この質問に関しましては、過去の経過、450円から490円に本年4月1日に値上げさせていただきましたが、それ以前の値上げを1回先送りした経過等もあります。そのときは社会情勢というか、経済状況が非常に落ち込んでいた時期でもあり、ここも政治的判断があったわけですが、当時、統制額が改正されましたが、据え置くという判断をさせていただいた経過もあります。昨年度は、景気も一定程度回復というか、兆しが見えてきたというところで、本年4月から入浴料金の改定をさせていただいたところでありまして。

今回の改正につきましては、来年4月以降490円から500円に値上げをお願いしようとするものでありますけれども、この間の経過等も含めて、今回の料金の10円の値上げに関しましては、町民の皆さんの御理解をいただけるのではないかと考えております。御指摘のとおり、いろいろと燃料代ですとか電気代ですとか、高騰しているのは町民の皆さんも周知の事実だと思っておりますので、今回の料金改定につきましては、一定程度の御理解がいただけるものと考えているところでございます。

2点目です。ふれあいの湯の利用増に関しての御提案等をいただいたことに関することでありますが、議員おっしゃるとおり、この間、光明石なる鉱物を導入して、公衆浴場でありながら、沸かし湯でありながらも温泉の気分を味わえるといったような素材を過去に導入させていただいて、好評を得ているところでございますが、それ以降、残念ながらと言いましょいか、別な手段を講じて利用客というか、利用者の増加に直接的につながるような事業につきましては、残念ながら実施できていないところでございますが、先ほど御提案のあったとおり、光明石の効果について、もう少し町民の皆さんに

アピールというか、周知をすることによりまして、これが利用増に結びつくのであれば、その辺の努力も今後行っていかなければならないということで、御提案をお受けしたところでございます。

それから、利用増に直接的につながっているかどうか分かりませんが、この間、北海道の統制額が改正され、北海道の統制額に掲載されている料金区分につきましては、それに合わせて増額改定させていただいたところでありますけれども、町独自の区分として、70歳以上という区分を、公衆浴場のスタート当時から料金を変更していないというところで、昨年の利用状況を見ますと、8,600人ほど御利用いただいておりますが、そのうちの70歳以上の方が約5,000人いるということでありますので、この間、70歳以上の方の料金を100円のまま据え置いてきた結果、こういった70歳以上の方の利用の増、これも微増ではありますが、年々少しずつ増えているような状況でありまして、その辺の料金改定をこれまで据え置いてきたというところも利用増につながっているのではないかと分析させていただいているところであります。

それから、最後に御提案のありました、高齢者皆さんが広いお風呂でゆっくりしたいという方においても、交通機関の関係からなかなかお風呂に赴くことができないという方もいらっしゃるやに先ほどお聞きしましたけれども、直接的に、例えばお風呂まで町内循環バスを回して送迎をかけるという具体的な改善策というのは、なかなか費用対効果の問題もあり、難しいのかと考えているところであります。町民のタクシー利用に関しましては、現在、1回当たり300円で利用できるということで、別な施策になりますが、町として、住民の足を安価で確保できるような取組もさせていただきますので、入浴料金が100円に対して、タクシー料金300円というのはいかなるものかと思われるかもしれませんが、そういったほかの施策も使いながら、ぜひふれあいの湯のほうをお使いいただけるとありがたいというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 今回、4月で料金改定されるということで、できることなら、今後、ワンコインで入浴できるようなシステムをつくっていただきたいと考えています。

また、これは中学生以上ですから、中学生も含まれますので、できれば500円、ワンコインで済ませるようにしていただきたいと考えています。

それから、利用促進に関しましては、私もいろいろ利用者の声を聞きます。非常によい浴場であると。ですからもっと町民利用を促すべきだというような意見も出ております。

また、光明石を使っていますので、人工温泉なので、天然温泉同様の効果があるということも聞いております。公衆浴場でも公衆浴場以上の温泉効果というものもあることから、今回の改定で、広報りくべつに何回でも、温泉効果を町民に促して、もっと利用を

促すべきであると考えております。

また、一部利用者から聞いたのですけれども、光明石に関して、効果を維持するためには半年ごとに天日干しというのが必要だということの話を聞いております。利用料金の価値向上のためからも、天日干しというのをやっておられるかどうか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、私のほうから、一番最後に御質問がありました光明石の天日干しの関係であります。

光明石につきましては、現在のところ天日干しまで至っておりませんが、毎週日曜日はお休みになりますので、そのときには浴場の水を抜いて光明石を乾かすといった作業とか、光明石自体を磨くといいたいでしょうか、洗うといいたいでしょうか、そういった作業につきましてやらせていただいておりますが、現時点で、それをお日様に照らすというところまでは、ちょっと不確かな情報ではありますけれども、現在行っていないのではないかとということで、お答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） お風呂の利用の関係でありまして、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

考え方として、この統制額に合わせたというのは、ここの金額をまず統制額に合わせていこうと、それで、守るところは守っていこうという二つのめり張りのついた考え方で今いっております。10円上げさせていただいております。その代わり、先ほど言った70歳の方たちに100円で、この政策は続けていきたいというところがあります。先ほどの次長の説明のとおりなのですけれども、利用者も70歳の方たち、5,000人何がしという人数なのですが、非常に評判もいいです。

では、行くまでの間の、先ほど御提案いただいた、そこまでの足の問題とかがありますが、今、陸別町としてやれる最大限の町民サービスということで、ここだけは守っていきたいという部分がありますので、そこは御理解いただきたいと思います。

今後、ワンコインでという話なのですが、また統制額も上がっていけば、それに合わせていくような形は取らせていただきたいと思います。そこは御理解いただいて、守るところは守っていくというところを私の政策としてやっていきたいと。

ただ、今後どういう情勢になっていくか分からないので、その辺りは、また御意見を聞きながら進んでいきたいと思います。ただ、現時点では、今そういう考えなので、そこで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 先ほど高齢者の入浴施設利用の関係、次長からも聞きました。

また、町長からも伺いました。町の施設というのは、町民に快適に利用してもらおうということが基本であります。町民がどうすれば快適に利用してもらえるか、これを考え、広報だけでなく、愛の鐘の放送も利用していただいて、また、利用の交通手段もやはり考えていく必要はあるような気がします。最低でも、利用したいけれども交通手段がないという高齢者も恐らくおります。そのことから、週に1回程度でいいと思いますけれども、車を持たない高齢者の入浴施設利用というのも考えていく必要があるのではないかと思います。その辺どうお考えでしょうか。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 貴重な御意見ということで伺いたいと思います。

ただ、これが実効性があるかないかというのは、いろいろ検証させていただきます。私自身のところに、そこまで行くのに足が不便だと、入りたいという情報は入っておりません。ただ、議員おっしゃるとおり、議員の中でいろいろリサーチされた中の御意見だと思うので、そういう意見もあってしかるべきかと思いますが、これを政策にすぐ入れてやるというのはなかなか難しい部分があるのかと思っております。ということで、貴重な御意見として伺いたいと思います。

それと、愛の鐘でとか、いろいろ宣伝のやり方ですが、それは、できる限りやれることやっていきたいと思います。まず広報等々で、できることから始めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

6 番谷議員。

○6番（谷 郁司君） ただいまの質疑の中で、議員が質問して、町長は、貴重な意見と理解していただいたということで、あえてそのことは言いませんけれども、もう少し工夫したCM。それから、今回10円、入浴料を上げたのですけれども、割引という方法も宣伝の一つだと思うのです。例えば親子で、小学生と父兄がつくといった場合には何ぼか安くするとか、それから、割引券は、多分回数券というのか、そういう方法も取っているのかと思う面もあるのですけれども、利用促進のために、今、議員が質問していたように、広報で知らせる、あるいは町民、議会とお話ししませんかの中で参加者が言っていたのですけれども、あれだけのお風呂を利用するのが少ないと、もったいないという意見がありましたので、その辺を考えると、もっと宣伝をすると。簡単に言えば、天然温泉ではないけれども、温泉に近いような、そういうCMというのは広報などに、利用者の声というか、そういうものも取り上げたCMが大事ではないかと思っておりますので、町長は先ほど、貴重な意見ということで捉えてもらったので、あえて私の質問に答えなくてもいいですけれども、今言った利用促進を内部でも十分考えて、町民の意見を聞きながら、利用して行ってほしいと思いますけれども。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） このお風呂が非常に利用者が極端に少なく、増やしていこう考えたと、今あるものをもっと増やしたらいいという考え方があると思うのです。現時点で8,600人何がしか、1日30人以上の御利用はある中に、ここからもう少し、光明石の宣伝をしてもう少し増やしていったらいいのではないかという議論と、利用が1日ゼロだとか1だという形なので、何かやっていかなければいけないという考え方とまた別だと思うのです。

今の現時点で、町として、利用が少な過ぎて、何かをやって皆さんに宣伝しなければいけない状況なのかとなると、その考え方でいくと、やはり回数券を出したり、いろいろなことをしていかなければいけないところなのですが、今の現時点の考え方だと、光明石を入れているものに対して、こんなにいい、温泉並みの効果がありますと、その効果を宣伝することが足りていないのではないかという議論だと思うのです。そこを今やっていこうということで、いろいろ様々、利用者の御意見もあったり、そこまで行けない方もいたり、そういうところのフォローに入っていくような政策だと思うのです。

今、回数券の話とか割引だとか、そこに行く段階では今はないという状況にあります。今の状況はそういう状況で、これからどういうふうになっていくかというところに、貴重な御意見として受け止めますというのは、これからいろいろな、物価高騰、燃料高騰がある中に、500円が今後1,000円になったときにどうなのだという話は、そこでしたいと思います。

それと、もっと利用率が下がって行って、皆無的なことになったときに、どうやって利用してもらうかというのを、それをまた考えていかなければいけないのかというのが、今後の課題というか、見極めていかなければいけないという考えであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 町長がそういう考え方で進めるのも行政の一つの方法だと思うのですけれども、先ほど言ったように、議会とお話ししませんかの中に参加している人たちは、少ない利用なのでもったいないのではないかという話から、私が今言ったように、先ほどの議員もそういうことを理解した上で質問していると思うのですけれども。

物は何でも考えようなのですからけれども、結局陸別町内の人が片道300円、往復で600円、そしてお風呂代は、70歳以上ですけれども、それにプラスした中で、700円を入れると。その辺については、考え方なのですからけれども、やはりこれだけ灯油が値上がりするとか、あるいは自家風呂であればメンテもあるのです。もちろん掃除とか。そういった意味でいけば、お年寄りの人たちが、ふれあいの湯の光明的なものを利用することによって、先ほどの話の中で、利用することによって、ひとり暮らしのお年寄りの人たちが、お風呂に毎日入らなくてもいいですけれども、少なくとも週に3回とか、健康を維持するということが、先ほどの陸別出身のお医者さんの伊藤一介さんが、そういう笑いと同時に、そういうことが必要だと言っていましたので、その辺を利用促進す

ることによって、陸別の長寿の中に取り入れるような施策も必要だと思います。

そういった意味で、今、町長がいろいろな要因の中で考えていってくれるのだと思いますけれども、そういった町民サービスの一環として、お風呂は、公衆浴場というのは、ゼロになってしまったら、これは自治体の責任ですので、それは保健所のほうも許さないとはいえませんが、必要な形と、今後も利用しやすいお風呂をどんどん提供していくということを考えていってほしいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 議員おっしゃるとおりだと思います。向かっている矛先は同じなのですけれども、そこにどうやってやっていくかとの議論だと思うのです。現時点が、申し訳ないのですけれども、駄目だという状況ではないところで、ここから行こうという話だと思うので、ケース・バイ・ケースで、今決めたことだからずっと行きますという考えではないのですけれども、今のこだわりとして、統制額に合わせさせていただいて、100円のところを維持したいというのが僕の今の考え方であります。

ハイヤーで300円、往復700円かかる。そこにピンポイントを当てて、それをどうしたらいいのだという議論ではなくて、お風呂はお風呂の今お話になったと思うのですけれども、陸別町全体の中の別な角度からいろいろな町民サービスというものも考えていかなければいけないと思うので、お風呂の今のことに関しては、今後見極めさせていただきながら、皆さんと御意見を交わしていきたいというのが今の考えです。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） 大変申し訳ございません。御回答の訂正を1点させていただければと思います。

先ほど工藤議員の御質問の中で、光明石の天日干しの関係につきまして、先ほど、行っていないだろうという御説明をさせていただいたところですが、実は年2回ほど光明石を徹底的に洗浄するという業務委託の内容になっていまして、少なくともその1回は天日干しによって石を乾かしているという状況にあることを、訂正させていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第76号陸別町保健センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○議長(久保広幸君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長(久保広幸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第77号りくべつ宇宙地球科学館条例の一部を改正する条例

○議長(久保広幸君) 日程第8 議案第77号りくべつ宇宙地球科学館条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第77号りくべつ宇宙地球科学館条例の一部を改正する条例についてですが、りくべつ宇宙地球科学館の入館料等について、最近の諸情勢に対応するために、所要の改正をするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保広幸君) 菅原産業振興課長。

○産業振興課長(菅原靖志君) それでは、議案第77号について御説明させていただきます。

新旧対照表を用いて御説明させていただきますので、議案説明資料、資料ナンバー7をお開きください。

今回の改正につきましては、別表の改正となります。

現行、宇宙地球科学館におきましては、昼間と夜間を区別して料金設定をしておりますが、改正後は、昼間と夜間の区別をなくし、一律の入館料として、一般の方であれば500円、小中学生であれば300円とするものでございます。

併せて、備考の3、4の昼間と夜間の時間設定に係る箇所については削除となります。

それでは、議案書50ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第77号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第77号りくべつ宇宙地球科学館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第78号陸別町銀河の森コテージ村設置条例の一部を改正する条例

○議長（久保広幸君） 日程第9 議案第78号陸別町銀河の森コテージ村設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願ひします。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第78号陸別町銀河の森コテージ村設置条例の一部を改正する条例についてですが、銀河の森コテージ村の使用料等について、最近の諸情勢に対応するために、所要の改正をするものであります。

内容になっていまして、産業振興課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、議案第78号について御説明させていただきます。

新旧対照表を用いて御説明させていただきますので、議案説明書、資料ナンバー 8-1 をお開きください。

今回の改正につきましては、最近の諸情勢に対応するため、条例中の第 2 条中の表の改正と、別表第 1 及び別表第 2 の改正を行うものでございます。

まず、第 2 条中の表の改正ですが、現行では、6 人用コテージ 6 棟として運用しておりますが、半地下タイプの 2 棟につきましては、構造上、許可申請においても 8 人が定員となっているため、現状と整合性を図るため、8 人用コテージとするものでございます。

これに伴い、表中の主な施設名称について、10 人用コテージ 1 棟、8 人用コテージ 2 棟、6 人用コテージ 4 棟、管理棟 1 棟、その他関連施設に改正することになります。

また、別表第 1 の改正につきましては、使用料の改定となります。

10 人用のコテージについて、繁忙期につきましては、「3 万 3,000 円」を「3 万 8,000 円」に、通常期においては、「3 万円」を「3 万 4,000 円」に、6 人用の半地下タイプについては、8 人用に改正いたしまして、繁忙期については、「2 万 2,000 円」を「2 万 8,000 円」に、通常期においては、「2 万円」を「2 万 4,000 円」に、6 人用について、ログタイプ、在来タイプそれぞれ、繁忙期については、「2 万円」を「2 万 4,000 円」に、通常期については、「1 万 8,000 円」を「2 万 1,000 円」に改正となります。

別表 2 については、使用時間の改正になります。

使用時間について、これまで、「午後 1 時から」としていたものを「午後 3 時」に改正するものであります。

それでは、議案書 51 ページにお戻りください。

附則であります。

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

以上、議案第 78 号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によってお答えさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番工藤議員。

○4 番（工藤哲男君） コテージの 6 人用 6 棟のうち 2 棟を 8 人用にして、料金の引上げということになりますけれども、この件についても、やはり諸情勢、燃料費の高騰の折、仕方ないのかと私は思いますけれども、令和 5 年度のコテージの稼働率、利用率でありますけれども、33% であります。利用者については、新規の利用者だけでなく、推測でありますけれども、リピーターが多いのではないかと思います。コテージの利用者については、新規利用者、また、リピーター、それから町内関係者、この三つ

の種類かと考えられますけれども、利用者割合についても、大体で結構でございますのでお聞きしたいと思います。

また、私もこの施設につきましては3回ほど利用して、忘れましたが、利用者の利用料金と設備に関して、意見、感想というのは聞く場所があるのか、また、利用者の意見、感想を記入により知る手段というのは用意しているのかということをお聞きしたい。

それから、コテージ利用者がリピーターが多いのであれば、料金値上げによる利用率の減少というのは考えられるのではないかと思いますけれども、その辺は大丈夫かということでもあります。

それから、また、コテージ利用は、土日、祭日に集中しますから、稼働率33%というのは、私は非常にうまくいっているのではないかと考えますけれども、さらに稼働率を上げるということになりますと、平日の利用促進をどうするかということになります。銀河の森を検索しますと、町のページ、それから十勝観光連盟、それから、じゃらん等で閲覧できますが、利用促進のために、利用を促す手法を別に行っているのか、また、今後に向けて、促進方法だけを新たに考えているのか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、ただいまの工藤議員からの御質問に対して御回答させていただきたいと思います。

まず、令和5年度につきましては、33%の利用率ということで、新規及びリピーター、町内関係者の利用数ということで、把握しているかということですが、現状としては、新規とリピーターに関わる部分のデータというのは取っておりません。町内関係者につきましては、令和5年の実績といたしましては、棟数で言いますと、利用棟数の総利用数が841棟のところ、114棟が町内の利用となっております、割合でいうと13.5%程度となっております。人数でいきますと、4,495人の総利用のうち651人の利用となっております。こちらは、同じく14.5%の利用率ということとなっております。

料金等、施設に対する利用者の感想につきましては、施設内に、利用者の声を聞くノートを置いてありまして、そちらで感想等を書いていただくということもしておりますので、その中で、施設については好評で、なかなかいい感想が多く見られているという実感はございます。

続いて、リピーターに対する対策ということですが、今回1人当たり400円から500円程度の値上げということで、これまで利用していただいた方には、ちょっと値上がり感があるのかとは思いますが、周辺の同様の施設の金額等も考慮いたしまして、受け入れしていただくのが可能かという金額で今回設定させていただいております。

併せて、平日の利用率のアップを考えているかということですが、地

元の方に利用していただくとか、工事関係の方の利用とかも見られますので、ここで大きく人を伸ばすというのはなかなか難しいと思いますけれども、全体の利用率を上げるための取組というのは、何かしら考えていかななくてはいけないかと考えております。

ほかに、利用促進を今後どうするのかという話でございますけれども、じゃらの予約サイトだとか、紙面でのPR、十勝地方、オホーツク地方の情報紙を活用して、地道にPRしてっております。

あと、繁忙期につきましては、上限というか、受入人数が限られているので、平日以外も、閑散期の利用というのもうまくPRしながら、利用増につなげる取組を行ってきたいと思っております。

コテージ村の魅力につきましては、銀河の森の自然環境全般を背景に、利用者の皆さん、かなり満足いただいているのかと思いますので、今後も天文台や星空の魅力、あとは自然の魅力等をうまく情報を発信していけたらいいのかと考えております。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 先ほどふれあいの湯のところでも質問させていただきましたけれども、このコテージについても、町民に対して回覧、広報で、何とか利用を促すということもぜひこれからやっていただきたいと思っております。

それと、建物でありますから、今後さらに修繕等の維持費というのがかかってくると思います。そこで、予約状況については広報に出ておりますけれども、通常期の平日の町民関係者の利用に関して、予約の入っていない限り、利用価格をもうちょっと下げて、町民の関係者に使っていただくということもあり得るのかと思いますけれども、その辺どうお考えか伺いたしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） ただいまの工藤議員の御質問でございますが、皆さん御存じのとおり、コテージの繁忙期につきましては、週末関係なく、夏季、正月、ゴールデンウィークなどにつきましては、平日でも結構入っております。問題の通常期、夏季などの繁忙期以外の通常期、閑散期につきましては、御承知のとおり週末のみ、ほぼそういうような状況になっておりますが、完全にゼロではございません。非常に少ないことは事実でございます。

ただし、そこを今言われたように町民の利用がということで、今、町民割引という制度もございますが、さらに安くして開放をするということには、なかなか実際に係る費用の面からも難しいというのが現実でございます。

以上であります。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第78号陸別町銀河の森コテージ村設置条例の一部の改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第79号陸別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

○議長(久保広幸君) 日程第10 議案第79号陸別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第79号陸別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてですが、契約事務の円滑化を図るため、施設の管理及び運営などの継続的役務の提供を受ける契約について、長期継続契約の対象とするため、所要の制定をするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(久保広幸君) 丹崎総務課長。

○総務課長(丹崎秀幸君) それでは、議案第79号陸別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について御説明申し上げます。

議案集は54ページ、議案説明書は、資料ナンバー9になります。

まず初めに、この条例の目的ですが、条文の第1条で、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17に規定する長期継続契約を締結することができる契約について、必要な事項を定めるとしております。

条例第2条では、対象となる契約を規定し、第3条では、施行に関し必要な事項は別に定めることを規定しております。

具体的には、物品のリース契約、公共施設の清掃や管理業務などを想定しております。

なお、長期継続契約は、あくまでも各年度において予算を必要とします。従前と変わらず、毎年度予算案を提出することとなりますので、御承知置きいただきたいと思ます。

議案説明書に債務負担行為との違いや実施に当たっての留意点などを記載しておりますので御参照いただきたいと思ます。

この条例の制定により、対象となる契約を複数年度にわたり締結することが可能となり、事務の円滑化が図られるものであります。

条例の説明は以上ですので、条文の朗読は省略して、附則を読み上げます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第79号の説明とさせていただきます。

以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（久保広幸君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 先般、協議会、また本日、説明をあらまし、長期継続についてお話しされました。この長期継続について、もう一度確認させていただきたいのですが、まず1点目は、長期契約について、何年ぐらいのあれを考えているのか確認です。

次に、本町において、長期契約はどのぐらいの本数を考えているのか、大まかです。その辺分かればお願ひいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 2点御質問いただきました。

まず、1点目の契約年数でございますけれども、特段の事情がない限り、おおむね5年程度を基準とするよう考えております。

それから2点目が、大体何件くらいあるのかというお話でしたけれども、令和6年度の事業を例にとり考えますと、債務負担行為により年度開始前に契約を行ったものは、全会計含めて37件ほどございました。ただし、全てが対象となるわけではなく、この中から、補助事業などの各条件によって、複数年契約ができないようなものも当然ございますので、本条例が制定された後で、各担当課によって今後精査していく予定ですが、件数については、先ほど申し上げました37件のうちから何件かという形になるかと思ます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 今、説明していただきまして、分かりました。

そこで、1点だけお伺いいたします。今の説明の中では、この文章を見ると物品、警備関係とか保守点検など、毎年継続するものとなっております。

内容は多少異なりますが、本町では毎年実施されている維持業務、例えば夏場であれば、大雨とか災害とか、道路点検。冬場であれば除雪業務、滑り止め防止とか歩道除雪とかいろいろなものがありますが、今後も道路維持関係については、毎年、建設業協会を中心として継続されて、大変苦勞された中で維持管理をしております。

その中で、今後も協会を中心にして、限られた特殊業務の環境にありますが、毎年継続促進ということで考えていくなれば、自ずから特定される作業、お金の精算については、あくまでも出来高精算で竣工をやっておりますが、その辺、中間で課題、問題があれば、そこで変更協議書の中でやっていただくということを考えれば、この辺について今後考えていけないのかという感じがしまして、今回、質疑したのですが、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） ただいまの御質問、例として、道路の維持業務とかが対象とならないのかという御質問だと思いますけれども、条例の規定の中で、今回対象とするものは、経常的かつ継続的な業務の提供を受ける契約であって、毎年度当初から提供を受ける必要があるものという規定をさせていただいております。

災害発生時の業務とか、あるいは冬期間の除雪の業務というものは、臨時的に行われるものとして捉えておまして、経常的に毎年度当初から発生する業務ではないという位置づけの中から、本長期継続契約の対象とはしていないということで、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） この契約に関して確認なのですが、債務負担行為から、できる限り移行できるものは長期継続契約に変更するという考え方でよろしいのかと、あと、交付金については全く影響がないのか、この2点、お聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 債務負担行為から、できるだけ長期継続契約へ変えていくのかという御質問でありますけれども、先ほどの渡辺議員の御質問への回答にもございましたが、この後、担当課において精査させていただきます。現状では、先ほど申し上げましたとおり、約37件ほどありますが、全てが対象となるわけではありません。当然業務の内容によっては、複数年ではちょっとよくないものもあろうかと思っております。一例として申し上げますと、例えば設備等の保守委託業務のようなものであって、設備の更新が、例えば1年後とか2年後に設備更新があるという状態のものを5年契約というわけにはいきませんので、1本ずつ精査をした上で判断していくことになろうかと思っております。

ただ、基本的には、複数年契約でメリットというものがございますので、コストダウンも当然期待できます。事務の効率化も図られますので、できるだけ長期継続契約という手法を取り入れていきたいというのは、そのとおりであります。

それから、交付金のお話がありましたけれども、国費とか道費ということであれば、当然そこも考慮していかなければならないと考えております。補助事業によって行われるような業務であれば、当然国費、道費の裏づけがないまま複数年の契約というのは、やはりこの本旨にそぐわない部分もありますので、それらも含めて今後しっかりと精査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第79号陸別町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第80号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第7号）

◎日程第12 議案第81号令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

◎日程第13 議案第82号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）

◎日程第14 議案第83号令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

◎日程第15 議案第84号令和6年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

◎日程第16 議案第85号令和6年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（久保広幸君） 日程第11 議案第80号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第7号）から日程第16 議案第85号令和6年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第2号）まで、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長、登壇願います。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第80号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第7号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,461万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,318万円とするものであります。

続きまして、議案第81号令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,165万円とするものであります。

続きまして、議案第82号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億941万円とするものであります。

続きまして、議案第83号令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,847万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第84号令和6年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）ですが、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

簡易水道事業収益に219万5,000円を追加し、1億6,202万9,000円に、簡易水道事業費用に367万6,000円を追加し、1億5,877万円とするものであります。

続きまして、議案第85号令和6年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第2号）ですが、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

下水道事業収益から1万8,000円を減額し、1億4,381万4,000円に、下水道事業費用から1万9,000円を減額し、1億4,304万2,000円とするものであります。

以上、議案第80号から議案第85号まで、6件を一括提案いたします。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第80号から議案第85号まで一括で説明さ
せていただきます。

初めに、各会計、各科目の補正予算に係る共通事項を説明いたします。

今回の補正予算のうち、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、給
与等の改正に伴うもの、人事異動等によるものを計上させていただいております。

その他、事業の確定または確定見込みによる補正額についても簡略に説明させていた
だきたいと思います。

それでは、議案書1ページをお開きください。

議案第80号令和6年度陸別町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところ
による。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用するこ
とができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、13ページ、事項別明細書で、歳出から説明いたします。

2、歳出。

1款議会費1項1目議会費2節給料10万6,000円から4節共済費7万5,000
円までは、いずれも給与改定等によるものでございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1節報酬2万9,000円。パート、会計
年度任用職員分で、実績見込みでございます。2節給料28万3,000円から4節共
済費18万4,000円まで、給与改定等によるものです。18節負担金補助及び交付
金、北海道市町村福祉協会7,000円、こちらは確定によるものでございます。

5目財産管理費10節需用費、修繕料29万2,000円。庁舎の出入り口にある
ソーラー式街灯2基分のバッテリー交換費用となります。12節委託料、庁舎管理実施
設計416万9,000円。庁舎全体のLED化改修工事に伴う実施設計の委託業務で
ございます。令和7年度以降での改修工事を予定しておりまして、工事費等の算出のた
め設計費を計上いたします。福祉館等整備46万8,000円。こちら貸付住宅1軒分
の給湯器交換でございます。14節工事請負費、建物等改修工事、マイナス144万
9,000円。庁舎エアコン設置工事の確定によるものでございます。

16 ページ、24 節積立金 1,809 万 9,000 円。それぞれの内訳でございますが、ふるさと整備基金、ふるさと納税 53 件、67 万 1,000 円、利子分 54 万 8,000 円、指定寄附 1 件、5 万円。国民健康保険基金 1,600 万円。こちらは、令和 7 年度以降の国保会計の財源調整分としての積立てでございます。いきいき産業支援基金、ふるさと納税 6 件、6 万 9,000 円。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金、ふるさと納税 8 件、10 万円。町有林整備基金、ふるさと納税 8 件、11 万円。地域福祉基金、ふるさと納税 10 件、11 万 1,000 円、指定寄付金 1 件、10 万円。給食センター管理運営基金、ふるさと納税 5 件、7 万 6,000 円。スポーツ振興基金、ふるさと納税 2 件、2 万 6,000 円。地球温暖化対策基金、ふるさと納税 9 件、18 万 8,000 円、指定寄附 1 件、5 万円。

以上でございます。

7 目企画費 18 節負担金補助及び交付金、サマー i n りくべつ開催事業、マイナス 54 万 6,000 円。こちらは中止による減でございます。

12 目銀河の森管理費 2 節給料から 4 節共済費までは、いずれも給与改定等によるものでございます。

17 ページ、14 節工事請負費、建物等改修工事、コテージ改修 348 万 7,000 円。資料ナンバー 10 を御覧いただきたいと思います。10 人用のコテージでございますが、老朽化のため、床の落ち込み、たわみ、きしみ等が大きく、改修するものであります。なお、改修工事につきましては、利用者に影響のないように閑散期であります 3 月下旬から 4 月中旬頃までの工期を予定しているため、繰越明許費といたします。

14 目緊急支援給付金事業費 18 節負担金補助及び交付金、物価高騰対応重点支援給付金 76 万円。実績見込みによるものでございまして、同様の額が国庫補助金で予算計上しております。

2 項徴税费 1 目税務総務費 2 節給料から 4 節共済費までは、給与改定によるものでございます。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 2 節給料から 4 節共済費まで、いずれも給与改定によるものです。

19 ページ、4 項選挙費 1 目選挙管理委員会費 2 節給料から 4 節共済費まで、給与改定等によるものでございます。

20 ページ、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 2 節給料から 4 節共済費までは、給与改定等によるものです。10 節需用費、光熱水費、マイナス 61 万 1,000 円。防犯灯の電気料で、実績見込みによる減となります。18 節負担金補助及び交付金、社会福祉協議会補助金 131 万 7,000 円。職員人件費分で、給与改定等によるものでございます。訪問介護事業 33 万 4,000 円。こちらも社協への委託事業でございまして、給与改定等によるものであります。27 節繰出金、国民健康保険事業勘定分が 3,000 円、介護保険事業勘定分が 19 万 9,000 円、いずれも特別会計では

町の負担分となります。

2目老人福祉費3節職員手当等から4節共済費まで、給与改定等によるものでございます。

22ページ、8節旅費、マイナス20万9,000円。当初予定の講習がオンライン開催になったことで減となるものです。

10節需用費につきましては、訂正をお願いしたいと思います。10節需用費の横に、「燃料費」と文言がございますが、これを削除願います。誠に申し訳ございませんでした。光熱水費、マイナス109万8,000円。福寿荘、高齢者交流センターの電気料でございます、実績見込みによる減です。12節委託料、敬老事業、マイナス10万円。敬老会の余興分であり、確認による減でございます。13節使用料及び賃借料、著作権使用料、マイナス10万円。こちらも敬老会の余興に伴う経費を見込んでおりましたが、確定による減となります。老人緊急通報システム借上料24万9,000円。当初21人を見込みでございましたが、現在25人でございまして、実績見込額となります。

3目後期高齢者医療費18節負担金補助及び交付金、後期高齢者医療広域連合63万2,000円。確定によるものでございます。

23ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費19節扶助費、障害者介護給付費15万9,000円。放課後デイサービスの利用分、児童発達支援事業分等でございます、実績見込みでございます。こちらは国、道より4分の3の負担がございます。

2目児童福祉施設費2節給料から4節共済費までは、給与改定等によるものでございます。

24ページ、10節需用費、燃料費15万4,000円。保育所暖房用燃料、実績見込みでございます。14節工事請負費、外構改修工事、マイナス121万円。確定によるものでございます。17節備品購入費、管理用備品1万8,000円。保育所内の電気ポット1台の更新でございます。18節負担金補助及び交付金、保育所給食費負担金12万6,000円。入所者の増によるものです。

3目児童措置費22節償還金利子及び割引料、国庫補助金等返還金79万8,000円。令和5年度児童手当に係る精算でございます。

○議長（久保広幸君） 昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般会計補正予算、提案理由の説明を受けます。

今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、予算書24ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費2節給料から4節共済費まで、給与改

定等によるものでございます。

2目保健衛生施設費10節需用費、光熱水費19万円。こちら公衆浴場に係る水道料であり、実績見込みでございます。

3目予防費22節償還金利子及び割引料、国庫補助金等返還金8万5,000円。令和5年度の母子保健衛生費補助金の精算です。

5目診療所費27節繰出金、診療所会計への繰出金、マイナス2,091万5,000円。こちら特別会計のほうで説明いたしますが、診療所の特別会計のほうの前年度繰越金を予算化したことにより、この金額を一般会計に戻すという形になります。

3項水道費1目専用水道費18節負担金補助及び交付金、専用水道事務負担金8,000円。スマートメーター導入に係る消耗品等の経費を利用割合に応じて簡易水道事業会計へ負担するものでございます。

2目水道費27節繰出金、簡易水道事業会計繰出金、マイナス8万1,000円。

続きまして、26ページ。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費2節給料から4節共済費まで、給与改定等によります。

2目農業総務費2節給料から4節共済費までは、給与改定等によります。

3目農業振興費18節負担金補助及び交付金、新農業人育成事業150万円。こちら、新規就農志向者2名の方の1月からの実習奨励金と指導奨励金の3か月分でございます。

6目営農用水管理費18節負担金補助及び交付金、営農用水事務負担金1万1,000円。こちらスマートメーター導入分でございます。

8目農畜産物加工研修センター管理費2節給料から4節共済費まで、給与改定等によるものでございます。

28ページ、2項林業費2目狩猟費7節報償費、奨励金75万円。有害鳥獣駆除奨励金でございまして、エゾシカの駆除の、現在、年間1,300頭の予算を計上しておりますが、1,400頭と見込まれるため、100頭分の補正でございます。

3目林道新設改良費14節工事請負費、林道維持管理工事、マイナス15万4,000円。林道改良工事、マイナス62万2,000円。いずれも確定による減です。

29ページ、7款商工費1項商工費1目商工総務費2節給料から4節共済費まで、給与改定等によるものでございます。

2目商工振興費18節負担金補助及び交付金、小規模企業等振興事業96万8,000円。実績見込みでありまして、現在まで38件、補正後の総額1,397万6,000円となります。

30ページ、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費2節給料から4節共済費まで、給与改定等によるものでございます。

2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費10節需用費、修繕料152万3,000

0円。こちらは小型ロータリーの車検時の修繕であり、フロントデフやシュート等の修繕で、確定見込みでございます。

2目道路維持費14節工事請負費、町道法面補修工事、マイナス7万7,000円。排水整備工事、マイナス50万6,000円は、共に確定による減です。

4目道路新設改良費14節工事請負費、道路改良工事、マイナス216万円。町道トマム川沿線分でございます。歩道改良工事、マイナス29万2,000円。こちら町道東1条仲通りの道路整備分です。確定による減でございます。

5目街路灯費14節工事請負費、街路灯改修分でマイナス8万8,000円。これも確定による減でございます。

5項1目下水道費27節繰出金、公共下水道事業会計繰出金37万6,000円。

32ページ、10款教育費1項教育総務費2目事務局費2節給料から4節共済費まで、給与改定等によるものでございます。

3項中学校費1目学校管理費14節工事請負費、マイナス149万5,000円。体育館のLED改修工事で、確定による減です。

5項保健体育費3目学校給食費2節給料から4節共済費まで、給与改定等によるものでございます。

35ページから39ページにかけて、給与費明細書をつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、歳出を終わりました、続いて、9ページ、歳入をお願いいたします。

10款地方交付税1項1目1節地方交付税、普通地方交付税4,318万2,000円。歳出の財源調整分として計上してございます。現在の留保額が4,563万円の留保でございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金、障害者介護給付費負担金7万9,000円。こちら放課後デイサービス利用等に係るもので、2分の1の負担でございます。

2項国庫補助金1目総務費補助金1節総務管理費補助金76万円。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、歳出で同額計上しています。

15款道支出金1項道負担金1目民生費負担金2節児童福祉費負担金、障害者介護給付費負担金3万9,000円。こちら放課後デイサービス利用等分で4分の1でございます。

10ページ、2項道補助金4目農林水産業費補助金2節林業費補助金、林道宇遠別線改良事業補助金、マイナス830万円。こちら確定による減でございます。

16款財産収入1項財産運用収入2目1節利子及び配当金54万8,000円。ふるさと整備基金の利子でございます。本年度より有価証券として、北海道債を購入したことにより増となります。全額基金に積み立てます。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金1節総務費寄附金93万1,000円。これ

から5節の衛生費寄附金23万8,000円まで、ふるさと納税分、その他指定寄付金であり、内訳については、歳出の説明と重複しますので省略させていただきます。全額各基金へ積み立てます。

20款諸収入4項3目8節雑入、退職手当組合事前交付金清算還付金、マイナス184万6,000円。こちらは退職者が見込みより増えたため、清算還付金が減となるものでございます。

21款1項町債で、総額、マイナス1,140万円。いずれも事業確定による増減、起債の変更に伴う増減等でございます。節ごとの説明は省略いたします。

1目1節総務債、マイナス1,300万円。

2目1節民生債、マイナス120万円。

4目農林水産業債2節林業債750万円。

6目土木債1節道路橋りょう債、マイナス330万円。

8目教育債1節学校教育施設整備債、マイナス140万円。

以上で、歳入を終わりました。5ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費となります。

2款総務費1項総務管理費、コテージ村管理事業348万7,000円。こちらは事業完了が令和7年度と見込まれるための繰越明許でございます。

6ページ。

第3表、地方債補正。

限度額の変更であります。変更本数が16本、多いため後ほど御覧いただきたいと思っております。変更理由として、事業確定による減額、区分の変更によるものなどがございます。変更後の限度額が全体で1,140万円の減となります。

これが、11ページ、歳入の21款の町債費合計と同額となります。

以上で、議案第80号の説明を終了し、続いて、議案第81号の説明をしたいと思います。

議案書1ページを御覧ください。

令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

5ページの歳出をお開きください。

1款総務費1項総務管理費2目連合会負担金18節負担金補助及び交付金、国保連合会3,000円。こちらは保険者ネットワーク負担金の確定でございます。

6款2項1目保健事業費7節報償費、記念品、マイナス1万2,000円。ゲートボール大会の中止によるものでございます。

7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目償還金 2 2 節償還金利子及び割引料、国庫補助金等返還金 5,000 円。こちら令和 5 年度の特定健診保健指導負担金の精算です。

続いて、4 ページ。歳入を御覧ください。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 3 節事務費繰入金 3,000 円。こちら歳出の国保連合会負担金分を事務費として繰り入れます。

2 項基金繰入金 1 目 1 節国民健康保険基金繰入金、マイナス 7,000 円。こちらは、歳入歳出額の調整として基金繰入額を減額するものでございます。

以上で、議案第 8 1 号の説明を終了し、続いて、議案第 8 2 号に移りたいと思います。

議案書 1 ページを御覧ください。

令和 6 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

6 ページ、歳出をお開きください。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費 2 節給料から 4 節共済費までは、給与改定等によるものでございます。1 4 節工事請負費、診療所改修、マイナス 103 万円。スプリンクラー設置工事の確定による減でございます。

2 款 1 項医業費 2 目医療用消耗器材費 1 0 節需用費、消耗品費 52 万 8,000 円。実績見込みによるものでございます。1 1 節役務費、クリーニング 5 万 3,000 円。こちら実績見込みによる増でございます。

4 目検査費 1 2 節委託料、検査業務等 67 万 5,000 円。こちら実績見込みによる増でございます。

8 ページから 11 ページにかけて、給与費明細書をつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続いて、5 ページ、歳入をお願いします。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金、財政対策分、マイナス 2,091 万 5,000 円。こちらは歳入歳出の調整分で、繰入金の減でございます。

6 款 1 項 1 目繰越金 1 節前年度繰越金 2,154 万 9,000 円。これで前年度繰越金は全額計上済みでございます。

8 款 1 項町債 1 目医業債 1 節診療施設整備債、マイナス 110 万円。工事費確定による減でございます。

続いて、4ページを御覧ください。

第2表、地方債補正（変更）でございます。

過疎対策事業、診療所改修事業、スプリンクラー設置工事分の確定により限度額の変更でございます。

以上で、議案第82号の説明を終了し、続いて、議案第83号を説明します。

議案書1ページを御覧ください。

令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

6ページ、歳出をお開きください。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費2目居宅介護サービス計画給付費18節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス計画給付費が9万7,000円。実績見込みによるものでございます。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費18節負担金補助及び交付金、居宅介護サービス給付費149万7,000円。こちらも実績見込みによるものでございます。

続いて、4ページ、歳入を御覧ください。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金1節現年度分32万円。こちらは、歳出の保険給付費20%分でございます。

2項国庫補助金1目1節調整交付金14万2,000円。こちらは8.9%分でございます。

3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金1節現年度分19万9,000円。こちらは12.5%分でございます。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金1節現年度分43万円。こちらは27%分の負担でございます。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節介護給付費繰入金、介護給付費分19万9,000円。こちらが12.5%分でございます。

2項基金繰入金1目1節介護給付費準備基金繰入金30万4,000円。こちらは、その他の分の調整となっております。

以上で、議案第83号の説明を終了し、続いて、議案第84号を説明いたします。

1ページを御覧ください。

議案第84号令和6年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、令和6年度陸別町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めると

ころによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款簡易水道事業収益第2項営業外収益、補正額219万5,000円。補正後の額1億904万9,000円。補正後の1款の収入合計額1億6,202万9,000円とする。

支出。

第1款簡易水道事業費用第1項営業費用、補正額367万9,000円。補正後の額1億5,099万4,000円とし、第3項特別損失、補正額、マイナス3,000円。補正後の額142万1,000円とし、補正後の1款支出合計額を1億5,877万円とする。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正。

第3条、予算第8条に定めた経費の予定額を次のとおり補正する。

(1) 職員給与費、補正額、マイナス27万9,000円。補正後の額1,029万3,000円とする。

他会計からの補助金の補正。

第4条、予算第9条に定めた簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億1,454万8,000円である。これを簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億1,446万7,000円であるに改める。

事項別明細書で説明いたしますので、7ページを御覧いただきたいと思います。

7ページ、収益的収入及び支出、こちらの下段の支出の表を御覧ください。

1款簡易水道事業費用1項営業費用3目総係費、給料5万円から8ページの法定福利費6万3,000円までは、給与改定によるものであります。

委託料36万6,000円は、スマートメーター導入に係る費用でございます。

4目減価償却費、マイナス63万7,000円。こちらは、減価償却費の積算が委託会社のシステムエラーが発生し、計算誤りが生じたため、更正し、補正するものでございます。

5目資産減耗費、固定資産除却費422万6,000円。道営の整備事業による移設分であり、交換前の施設で、まだ減価償却されていない額を費用として計上するものでございます。

3項特別損失1目その他特別損失、マイナス3,000円。給与改定によるものでございます。

続いて、7ページ上段の表を御覧ください。

1款簡易水道事業収益2項営業外収益1目他会計補助金、財政対策分、マイナス8万

1,000円。一般会計からの繰入金でございまして、現金移動の均衡を図るための金額でございます。

2目長期前受金戻入210万8,000円。減価償却費の更正に伴う経費でありませぬ。

3目雑収益、他会計料金事務負担金16万8,000円。スマートメーター導入に係る他会計負担分でございます。

2ページは、補正予算実施計画書、3ページが予定キャッシュフロー計算書、4ページが給与費明細書、5から6ページは、貸借対照表となっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

以上で、議案第84号の説明を終了し、続いて、議案第85号の説明に移りたいと思ひます。

1ページを御覧ください。

議案第85号令和6年度陸別町公共下水道事業会計補正予算(第2号)。

総則。

第1条、令和6年度陸別町公共下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款下水道事業収益第2項営業外収益、補正額、マイナス1万8,000円。補正後の額1億1,915万2,000円とし、補正後の1款収入合計額を1億4,381万4,000円とする。

支出。

第1款下水道事業費用第1項営業費用、補正額、マイナス5万4,000円。補正後の額1億3,737万7,000円とし、第3項特別損失、補正額3万5,000円。補正後の額75万9,000円とし、補正後の1款支出合計額を1億4,304万2,000円とする。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正。

第3条、予算第8条に定めた経費の予定額を次のとおり補正する。

(1) 職員給与費、補正額22万5,000円。補正後の額569万2,000円とする。

他会計からの補助金の補正。

第4条、予算第9条に定めた下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億241万9,000円であるを、下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億279万5,000円であるに改める。

事項別明細書7ページを御覧いただきまして、1件、訂正をお願いしたいと思ひま

す。

7ページの事項別明細書の表題でございますが、令和6年度陸別町公共下水道事業会計の後に「補正」という言葉を入れていただいて、補正予算明細書になるかと思いません。

もう一度説明いたします。令和6年度陸別町公共下水道事業会計補正予算明細書、一番上の表題でございますが、訂正をお願いしたいと思えます。誠に申し訳ございませんでした。

7ページの収益的収入及び支出、7ページ下段の支出の表を御覧ください。

1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費、給料27万1,000円から法定福利費5万2,000円までは、給与改定によるものであります。

負担金15万1,000円は、スマートメーター導入に係る負担金でございます。

4目減価償却費、マイナス39万5,000円。こちらは、水道事業会計と同様に、減価償却費の積算に誤りがあったため、更正し、補正するものでございます。

3項特別損失1目その他特別損失3万5,000円。給与改定によるものでございます。

続いて、収入。

7ページ上段の表を御覧ください。

1款下水道事業収益2項営業外収益1目他会計補助金、財政対策分37万6,000円。一般会計からの繰入金でございます。現金移動の均衡を図るための金額でございます。

2目長期前受金戻入、マイナス39万4,000円。こちらは、減価償却費の更正に伴う変更であります。

2ページは、補正予算実施計画書、3ページが予定キャッシュフロー計算書、4ページは給与費明細書、5から6ページが貸借対照表となりますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

以上で、議案第80号から議案第85号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第80号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第7号）。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、13ページからを参照してください。

まず、1款議会費、13ページから、2款総務費、20ページ上段まで。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、3款民生費、20ページ中段から、4款衛生費、26

ページ中段まで。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、6款農林水産業費、26ページ中段から、10款教育費、34ページまで。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、以上で、歳出についての質疑を終わります。次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、9ページから12ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、以上で、歳入についての質疑を終わります。次に、第2条、繰越明許費について質疑を行います。5ページを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 次に、第3条、地方債の補正について質疑を行います。6ページから8ページを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第80号令和6年度陸別町一般会計補正予算(第7号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第81号令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第81号令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第82号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから7ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。4ページを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第82号令和6年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第83号令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第83号令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第84号令和6年度陸別町簡易水道事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

第1条、総則から、第4条、他会計からの補助金の補正全般について行います。

補正予算明細書は、7ページから8ページまでを参照してください。

5番中村議員。

○5番(中村佳代子君) それでは、1款簡易水道事業費用1項営業費用3目委託料の検針お知らせ通知36万6,000円と5目資産減耗費、固定資産除却費422万6,000円についてお聞きいたします。

まず、検針お知らせ通知ですけれども、スマートメーターに関わるものという説明が

ありましたけれども、どのようなものなのかもう一度説明をお願いいたします。

それと、固定資産除却費ですけれども、これは予算化されていないのですけれども、先ほどの説明では、減価償却が終わっていない水道管の移動における除去費ということでしたけれども、これは今回、複式になって見えてきたものなのか、それとも毎年のようにこちらは上がってくることはなかったのかと思って、私も今回こういう数字は初めて見たのですけれども、どのようになっているのか、お聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） それでは、まず、スマートメーターのほうのお知らせ通知36万6,000円について御説明させていただきます。

今回、当該年度中にスマートメーター化を今、事業として進めておりまして、各メーターにスマートメーター、通信機器を取り付けておりますが、そこから来たデータが今度は私どもの事務所のほうで集約され、お客様に料金徴収させていただくのですが、従前、これまでは検針員がその場で検針した結果を紙で各お宅のほうにお知らせし、検針結果、水量とかをお知らせしていたわけなのですが、これが一括通信によってデータが集約されるものですから、お客様の手元に、今月何立法使ったのかという検針結果がお手元に来ないものですから、そこにつきまして、お客様に通知するための委託費として計上させていただいております。

なお、これにつきましては、今年度に残る月の中での2か月間ということで、今回、予算を見させていただいております。

これによりまして、お客様のほうに、個々の水量が幾らだったのか、どうだったのかということが見られますが、私どもとしましても、この事業を通しまして、システムが開通すればお客様にその旨をお知らせした中で、お客様の手元で、パソコンですとかスマートフォンですとか、そういった通信機器で検針結果が見られるようになるように最終的になります。これが皆さんに普及させていただければ、お知らせの数も減っていくような形になるかと思っています。

ただ、それには、移行するまでの間は、どうしてもお知らせする形も必要だと判断しまして、今回予算を計上させていただいております。

続きまして、固定資産除却費についてでございます。

今回、先ほど副町長のほうからもお話ありましたとおり、資産及び減価償却に伴う計算におきまして誤りがあったということで、そこを見直した際に、この部分も併せて出てきたような形なのですが、当初、今年度、簡易水道会計の中で、道路事業に伴いまして、水道管を移設するための工事費が発生してきております。そこに移設する前の管と移設後の管があるわけなのですが、移設する前の管につきまして、使わなくなってしまうという管になってしまうのですが、移設前の既設の管につきましては財産価値としてまだ残っている状態。ただ、それを使わなくなってしまうということで、今後の減価償却部分が今年度で全てなくなってしまうということになってしまうものですから、その

分を通常の減価償却費とは別に、固定資産の除却という形で予算計上させていただいておりました。当初から分かっていたらよかったです、私どももこの部分が分かっていたら、今回の見直し等をした際にこの部分がはっきりと分かってきたものですから、今回この部分について、別途新規で予算計上させていただいているところです。

以上です。

○議長（久保広幸君） 中村議員。

○5番（中村佳代子君） 検針お知らせ通知ですけれども、スマートメーターが、先ほどの行政報告に、「検定が今月で終わった」ということで、運用はいつぐらい、一斉運用になると前に説明を受けていましたけれども、それがいつぐらいになるのかと。

あと、検針お知らせ通知ですけれども、人件費削減だとか経費削減でスマートメーターを取り入れたわけですけれども、意外と検針員より、郵送代にお金がかかるようなことになってしまわないように、データで受け取れるようなシステムは速やかに取り組んでほしいと思っています。

あと、固定資産除却費についてですけれども、今回これが見えてきたということですが、水道管の移設というのは時たまあることだと思うのですが、その場合、今まではこういう除却、今回複式になって、資産を明確にしなければいけないから見えてきたものであって、今までもこういうケースはあったのか、もう一度伺いたします。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） まず、お知らせ票についてなのですが、今うちのほうとしても早急にシステムを完成させるよう、関連している業者とも進めています、もうしばらくかかってしまいそうな状況です。なるべくこちらのお知らせ票に係る費用については、私どもとしても削減していきたいという思いはありますが、今回、スマートメーターの事業を立ち上げるに当たっては、そもそも検針員の後継者、担い手がなかなか見つからないという事情もあった中で、デジタル化の事業にのせさせていただいて、事業化していったという部分もありまして、必ずしも費用対効果云々だけではないのが事実かと思えます。

ただ、我々も企業会計を担っていますので、今後、その辺につきましても、町民の皆さんにも周知、お知らせ等をどんどんして行って、なるべくお知らせの分の経費削減につなげていきたいと考えております。

先ほどの減価償却の部分なのですが、これまでの特別会計ですと、資産、財産の部分について、お金にならないと言ったらおかしいですけれども、現金化されない予算みたいなものが予算書の中ではなかった、揭示がなかった。ただ、今回は資産の部分が予算書の中で明記されてくるものですから、資産としてなくなった以上は、その部分を、使わなくなった形になった以上は、その分を引かなければいけないという形が今回の中で改めて見えてきたものでありました。これまではそういう考えがなかったのですが、

今後はそういう考えでやっていかななくてはいけないということでもあります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、議案第84号全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第84号令和6年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第85号令和6年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、総則から、第4条、他会計からの補助金の補正全般について行います。

補正予算明細書は、7ページから8ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、議案第85号全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと、これで終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第85号令和6年度陸別町公共下水事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(久保広幸君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時42分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員